平成２８年（フ）第２２７号
徳島県徳島市不動東町２丁目962番地の１
市営不動住宅３棟17号室、旧住所徳島県徳島市秋田町２丁目６番地　カーサ18　602号
債務者　尾崎　裕美
1　決定年月日時　平成29年２月22日午後４時40分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月25日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第９号
徳島県徳島市名東町３丁目39番地　フレグランス名東Ｂ202号室、旧住所徳島県名西郡石井町浦庄字上浦263番地１
債務者　阿部　真也
1　決定年月日時　平成29年２月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月25日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第１３号
徳島県徳島市鮎喰町１丁目26番地の11　中納アパート北、旧住所徳島県徳島市南島田町３丁目58番地の26・徳島県徳島市鮎喰町１丁目26番地の11
債務者　中橋　義幸
1　決定年月日時　平成29年２月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月25日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第１８号
徳島県徳島市南矢三町１丁目９番５－304号メゾン城西、旧住所徳島県徳島市南矢三町３丁目３番13－３　303号
債務者　佐川　真美
1　決定年月日時　平成29年２月22日午後４時40分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月25日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第６０７号
千葉県野田市光葉町２丁目18番地の９　ｆｏｒｔｕｎａ　A101
債務者　水野由美子
1　決定年月日時　平成29年２月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月27日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２８年（フ）第６８３号
千葉県松戸市六高台７丁目32番地　メゾンエクレーレ松戸六高台フィリア203号
債務者　野田　静香
1　決定年月日時　平成29年２月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月27日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２８年（フ）第７１３号
千葉県柏市小青田110番地　東50街区４ヴァンテｋｏｄａ－205号
債務者　中山　智貴
1　決定年月日時　平成29年２月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月27日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２９年（フ）第５号
千葉県柏市新柏３丁目９番地３　サンハイツＡＹ－101号
債務者　市川　伸二
1　決定年月日時　平成29年２月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月25日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第３１号
千葉県柏市東中新宿４丁目４番５－512号
債務者　杉浦　晶子（旧姓井ノ崎）
1　決定年月日時　平成29年２月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月27日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２８年（フ）第５２号
山口県岩国市牛野谷町３丁目74番３号
債務者　弘津　勝美
1　決定年月日時　平成29年２月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月27日まで
山口地方裁判所岩国支部

平成２９年（フ）第３９号
神戸市北区甲栄台２丁目１番13－300号
債務者　日野　和博
1　決定年月日時　平成29年２月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月28日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第７０号
神戸市北区君影町３丁目１番31－406号、従前の住所神戸市中央区二宮町２丁目10番１－1302号
債務者　原口　秀人
1　決定年月日時　平成29年２月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月28日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第８３号
神戸市兵庫区門口町１番７－705号、従前の住所神戸市兵庫区羽坂通４丁目２番10－804号モン・サン・ミッシェル羽坂
債務者　坂本　陽介
1　決定年月日時　平成29年２月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月28日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１０９号
神戸市長田区上池田３丁目12番14号ローレルハイツ101号
債務者　榊原早百合
1　決定年月日時　平成29年２月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月28日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１７２１号
名古屋市港区宝神２丁目2802番地　アトムハイツ302号
債務者　太田　美咲
1　決定年月日時　平成29年２月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月１日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１０４号
愛知県小牧市大字文津170番地１　セラン170　102号
債務者　蒲地　竜太
1　決定年月日時　平成29年２月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月１日まで
名古屋地方裁判所民事第２部